「外務員の登録等に関する規則」一部改正 新旧対照表

改正

第1条~第6条の3 (略) (外務員の登録申請)

第7条 会員は、第3条の規定により外務員の登録を受けようとする場合は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を本協会に提出しなければならない。

後

- (1) (略)
- (2) 登録の申請に係る外務員についての次に掲げる事項
 - ① ~ ③ (略)
 - ④ 外務員の職務 (金融商品仲介業者に関する規則第2条第13号及び金融サービスの提供に関する法律(以下「金サ法」という。)第75条第2項に規定する外務員の職務を含む。)を行ったことの有無並びに外務員の職務を行ったことのある者については、その所属していた金融商品取引業者、登録金融機関、金融商品仲介業者又は金融サービス仲介業者(金サ法第11条第6項に掲げる金融サービス仲介業者をいう。)の商号、名称又は氏名及びその行った期間
 - ⑤ 金融商品仲介業<u>又は有価証券等仲介</u> 業務(金サ法第11条第4項に規定する 有価証券等仲介業務をいう。)を行っ たことの有無及び金融商品仲介業<u>又</u> は有価証券等仲介業務を行ったこと のある者については、その行った期間
 - ⑥ 金融商品取引業を行ったことの有無 及び金融商品取引業を行ったことのあ る者については、その行った期間
- 2 (略)
- 3 (削る)

改 正 前

第1条~第6条の3 (略)

(外務員の登録申請)

- 第7条 会員は、第3条の規定により外務員の登録を受けようとする場合は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を本協会に提出しなければならない。
 - (1) (略)
 - (2) 登録の申請に係る外務員についての次に掲げる事項
 - ① ~ ③ (略)
 - ④ 外務員の職務を行ったことの有無並びに外務員の職務を行ったことのある者については、その所属していた金融商品取引業者若しくは登録金融機関(以下「金融商品取引業者等」という。)又は金融商品仲介業者の商号、名称又は氏名及びその行った期間

- ⑤ 金融商品仲介業を行ったことの有 無及び金融商品仲介業を行ったこと のある者については、その行った期間
- ⑥ 金融商品取引業を行ったことの有無 及び金融商品取引業を行ったことの ある者については、その行った期間
- 2 (略)
- 3 第1項の登録申請手続きについて、必要な事項は細則で定める。

第8条 (略)

(登録の拒否)

- 第9条 本協会は、登録申請に係る外務員が次の 各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請 書若しくは添付書類に虚偽の記載があり若しく は重要な事実の記載が欠けているときは、その 登録を拒否するものとする。
 - (1) (略)
 - (2) 法第64条の5<u>第1項(同法第66条の25及び金サ法第77条において準用する場合を含む。)</u>の規定又はこの規則第11条第1項の規定により外務員(法第66条の25において準用する法第64条第1項に規定する外務員及び金サ法第75条第1項に規定する外務員を含む。次号において同じ。)の登録を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者
 - (3) 登録申請会員以外の金融商品取引業 者、登録金融機関、金融商品仲介業者又は 金融サービス仲介業者に所属する外務員と して登録されている者
 - (4) 法第66条の登録を受けている者又は金サ 法第12条の登録(有価証券等仲介業務の種 別に係るものに限る。)を受けている者

2、3 (略)

(登録事項の変更等届出)

第 10 条 会員は、第8条第1項の規定により登録を受けている外務員について、次の各号のいずれかに該当する事実が生じたときは、遅滞なく、その旨を本協会に届け出なければならない。

(1)~(3) (略)

2 (略)

第 11 条~第 16 条 (略)

(登録申請等の手続き)

第 17 条 第7条第1項に規定する登録申請手続き及び第 10 条第1項に規定する登録事項の変更等届出の手続きについて、必要な事項は細

第8条 (略)

(登録の拒否)

- 第9条 本協会は、登録申請に係る外務員が次の 各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請 書若しくは添付書類に虚偽の記載があり若しく は重要な事実の記載が欠けているときは、その 登録を拒否するものとする。
 - (1) (略)
 - (2) 法第64条の5の規定又はこの規則第11条 第1項の規定により外務員の登録を取り消さ れ、その取消しの日から5年を経過しない者

- (3) 登録申請会員以外の<u>金融商品取引業者</u> 等又は金融商品仲介業者に所属する外務 員として登録されている者
- (4) 法第66条の規定により登録されている者

2、3 (略)

(登録事項の変更等届出)

第 10 条 会員は、第8条第1項の規定により登録を受けている外務員について、次の各号のいずれかに該当する事実が生じたときは、遅滞なく、所定の様式によりその旨を本協会に届け出なければならない。

(1)~(3) (略)

2 (略)

第 11 条~第 16 条 (略)

(登録申請書等の様式)

第17条 <u>この規則に規定する登録申請書その他</u> の書類は、細則に定める様式によるものとする。

<u>則で定める。</u>	
以下略	以下略
附 則(2022.1.20) この改正は、2022年1月20日から施行する。	

改 正 後	改 正 前
第1条、第2条 (略)	第1条、第2条 (略)
(登録申請等の手続き)	(登録申請等の手続き)
第3条 規則第7条第1項に規定する登録申請書	第3条 規則第7条第1項に規定する登録申請書
及び同第 10 条第1項に規定する登録事項の変	の申請者は、会員代表者又は内部管理担当役
更等届出(以下、登録申請等という。)の申請者	員(「金融先物取引業務の内部管理責任者等
は、会員代表者又は内部管理担当役員(「金融	に関する規則」に規定する内部管理担当役員
先物取引業務の内部管理責任者等に関する規	をいう。以下同じ。)とする。
則」に規定する内部管理担当役員をいう。以下	
同じ。)とする。	
2 本協会に「会員(特別参加者)代表者等変更	(新 設)
届」により、会員代表者の代理人を届け出た場合	
には、代理人に登録申請等を行わせることができ	
<u>5.</u>	
3 登録申請等の申請は、本協会所定の様式で行	(新 設)
<u>うものとする。</u>	
4 第3項に規定する登録申請等の申請は、電子	(新 設)
情報処理組織を使用する方法その他の情報通	
信技術を利用する方法(以下「電磁的方法」とい	
う。) により行うことができる。 ただし、本協会から登	
録申請等の申請に必要な書面の原本を提出す	
るように求められたときは、遅滞なく、当該原本を	
提出しなければならない。	
5 会員は、第4項ただし書きに規定する書面の原	(新設)
本を、登録申請等の申請後5年間保存するものと	
<u>する。</u>	
6 規則第7条第2項に規定する登録を受けようと	(新 設)
する外務員に係る履歴書は、当該外務員の氏	
名、生年月日及び職歴を記載した書面とする。	
7 規則第7条第2項に規定する細則で定める書類	(新 設)
は、登録申請等に係る外務員が法第64条の2第	
1項各号のいずれにも該当しない者であることを	
登録申請等を行った会員及び当該外務員が誓	
約する書面とする。	
8 この細則に定めるもののほか登録申請等に必	(新 設)

要な事項は、別に定める。

第4条 (略)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(資格更新研修の特例)

- 第5条 規則第18 条第1項又は第2項ただし書に 規定する細則に定める者は、次の各号に掲げる 者とする。
 - (1) 規則第18条第1項又は第2項に定める期間 (以下「受講義務期間」という。)の初日前2

第4条 (略)

(登録申請書等の様式)

- 第5条 規則第17 条に規定する登録申請書そ の他の様式は、次の各号に掲げるものとする。
 - (1) 外務員登録申請書 別紙様式1_
 - (2) 外務員登録事項変更届出書 別紙様式2
 - (3) 登録外務員の欠格事項該当届出書 別紙 様式3
 - (4) 登録外務員の職務廃止届出書 別紙様式 4
 - (5) 登録申請に係る外務員が法第64 条の2第 1項各号のいずれにも該当しない者であること を当該外務員及び登録申請を行った会員が 誓約する書面(規則第7条第2項に規定する 細則で定める書類)別紙様式5
- 2 第1項第1号、第2号及び第4号に定める外 務員登録申請書その他の様式につき、所要の 記載事項について電子情報処理組織を使用す る方法その他の情報通信技術を利用する方法 (以下「電磁的方法」という。)により作成すること ができる。
- 3 第1項第5号に定める誓約する書面について、別紙様式5による記載が困難であるときは、別紙様式5の2と別紙様式5の3又は別紙様式5の2と別紙様式5の4を組み合わせて作成することができる。
- 4 登録を受けようとする外務員に係る履歴書は、当該外務員の氏名、生年月日、職歴を記載した書面とする。ただし、書面の作成が困難であるときは、所要の記載事項について電磁的方法により作成することができる。

(資格更新研修の特例)

- **第6条** 規則第18 条第1項又は第2項ただし書に 規定する細則に定める者は、次の各号に掲げる 者とする。
 - (1) 規則第18条第1項又は第2項に定める期間 (以下「受講義務期間」という。)の初日前2

年以内に本協会が実施する外務員資格試験若しくは内部管理責任者資格試験に合格した者、又は外務員資格更新研修を修了した者

- (2) 受講義務期間内に本協会が実施する外務 員資格試験又は内部管理責任者資格試験に 合格した者
- (3) やむを得ない事由により資格更新研修の受講が困難であると本協会が認めた者(なお、本協会が認めるにあたっては、一定の条件を付することがある。)

附 則(2022.1.20)

この改正は、2022年1月20日から施行する。

年以内に本協会が実施する外務員資格試験若しくは内部管理責任者資格試験に合格した者、又は外務員資格更新研修を修 了した者

- (2) 受講義務期間内に本協会が実施する外務 員資格試験又は内部管理責任者資格試験 に合格した者
- (3) やむを得ない事由により資格更新研修の受講が困難であると本協会が認めた者(なお、本協会が認めるにあたっては、一定の条件を付することがある。)